

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	196	社会福祉協議会その他の社会福祉団体助成	福祉部社会福祉課	地域におけるきめ細やかな福祉活動の支援を行うことで、地域福祉の充実を図る。	つくば市社会福祉事業費補助金交付要綱の規定に基づき、市内社会福祉法人の中核的団体である社会福祉協議会に職員人件費として補助金を交付する。	補助金の交付により、市民の福祉活動やボランティア活動の支援、様々な生活課題に関する相談支援サービス等が展開され、市民の福祉サービスの向上に寄与した。
2	197	地域福祉推進事業	福祉部社会福祉課	市民主体のつくばらしい健康で健全な福祉のまちづくりを進める。	住民参加型福祉サービス拡大事業（つくばさわやかサービス） ボランティア育成・支援・研修事業 福祉相談事業 社会福祉協議会に委託	地域福祉の推進が図られた。
3	198	茨城県都市福祉事務所長会事務	福祉部社会福祉課	福祉事務所所管業務の課題を県内広域的に解決できる体制づくりを構築する。	県内都市福祉事務所長が相互に情報交換を行い、所管業務の課題を解決するため研修会を実施する。（年2回）	福祉事務所所管事業の情報共有や課題の抽出、先進地の取り組みや他市町村の対応を確認できた。
4	199	法外援護事務	福祉部社会福祉課	法令に基づく援護が受けられない行旅困難者の人道的支援を行う。	援護を求めてきた者に対し、交通費や弁当代を支給する。	法外援護費を支給し、困難者等の人道的支援に努めた。
5	200	各種社会福祉統計事業	福祉部社会福祉課	厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	社会福祉行政の実態を把握するため、福祉行政報告例（統計法等）により定められた各報告事項の業務報告や社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査、国民生活基礎調査を県の委託により実施する。	厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることができる。
6	201	地域福祉計画進行管理	福祉部社会福祉課	市民主体のつくばらしい健康で健全な福祉のまちづくりを推進する。	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めた「つくば市地域福祉計画」を策定するとともに各施策の進捗状況を管理する。	各施策の令和3年度、令和4年度分の進捗状況評価を実施し、概ね計画通りに進んでいることが確認できた。
7	202	社会福祉審議会事務	福祉部社会福祉課	社会福祉に関する重要な事項を調査審議するとともに社会福祉行政の円滑な推進を図る。	市長が任命した学識経験者及び市職員30人以内で組織されたつくば市社会福祉審議会が、社会福祉に関する重要な事項を調査審議し、市長の諮問に対して答申を行う。	特になし

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	203	日本赤十字社つくば市地区事務	福祉部社会福祉課	災害被災者に見舞金や救済物資を支給し、被災者の自立の助長と保護を図る。	火災及び床上浸水等の被災者に対し、日本赤十字茨城県支部つくば市地区小災害見舞金等支給要項の規定に基づき、被害の程度により、見舞金を支給すると共に救済物資を支給する。	日本赤十字社の活動に寄与した。また、被災者に見舞金を支給し、自立の助長が図られた。
9	204	民生委員推薦会事務	福祉部社会福祉課	民生委員・児童委員及び主任児童委員として、資質の高い人材を確保する。	市町村の議会議員、民生委員、教育関係者など14名の委員で組織し、民生委員に欠員が生じたとき、又は一斉改選時に民生委員児童委員及び主任児童委員として適正な人材を県に推薦するため、選考を行う。	3回の推薦会を開催し、民生委員児童委員としてふさわしい人材を県に推薦した。
10	205	民生委員児童委員協議会調整事務	福祉部社会福祉課	各民生委員児童委員及び主任児童委員の資質向上を図る。	定例会では、行政担当者を講師として、生活保護制度、児童母子福祉、障害福祉、高齢福祉等、福祉全般に関する行政手続を研修し、民生委員児童委員及び主任児童委員としての資質向上に努める。 支部別研修・事項別研修を通し、福祉施設の現状視察や各々の事例検討を行い、民生委員児童及び主任児童委員としての資質向上に努める。	事業計画に基づき、各地区ごとに研修を行った。 研修内容：災害対策・各種福祉虐待・特殊詐欺・成年後見人制度等
11	206	行旅死病人等取扱事務	福祉部社会福祉課	行旅死亡人等の埋火葬、行旅病人の救護	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、身元不明の病人の救護及び死亡者の埋火葬を行う。 また、墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、身元は判明しているが埋火葬を行う者がいない、又は判明しない死亡者の埋火葬を行う。	法律の定めるところにより適切に行旅死亡人等の埋火葬を行うことができた。 散骨の対応が可能な霊園等と調整を図った。
12	207	戦没者追悼式事業	福祉部社会福祉課	先の大戦の戦没者及びその遺族に追悼の意を表するとともに、遺族の労苦にて深い敬意を表し、併せて恒久の平和を祈念する。	つくば市遺族連合会の協力を得ながら、厳粛に、かつ、安全に戦没者追悼式を挙行する。	市遺族連合会と連携し、式典を開催することにより戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えた。
13	208	戦没者慰霊事業補助	福祉部社会福祉課	慰霊事業の実施を促進する。	つくば市遺族連合会に補助金を助成し、6地区の慰霊事業に要する経費の一部を助成する。	市内各地区において慰霊事業を実施した。
14	209	戦没者遺族等援護事務	福祉部社会福祉課	戦傷病者及び妻・戦没者遺族等の援護をもって福祉の向上を図る。	戦傷病者の妻に対する特別給付金、戦没者の妻に対する特別給付金、特別弔慰金などの受付・進達事務及び国債の交付等の事務を行う。 戦傷病者に対しては、無賃乗車券引換券交付等の事務を行う。	第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 進達処理 53件 国債交付件数 247件 第三十回戦没者の妻に対する特別給付金 請求受付 1件 進達処理件数 1件 国債交付 1件

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
15	210	社会福祉法人の設立・認可事務	福祉部社会福祉課	社会福祉法の規定に基づいた法人の設立や定款変更の認可等を行い、地域福祉拠点としての公共性を維持する。	社会福祉法の規定による各種申請の上、法令の規定に違反していないかを審査し認可を行う。	令和6年度に設立予定の社会福祉法人（設立準備室）に対して、設立に向けた支援・指導を行った。
16	211	社会福祉法人等の監査事務	福祉部社会福祉課	社会福祉施設等への支援向上及び運営の適正化を図る。	社会福祉法及び関係法令等の規定並びに市指導監査方針及び実施計画に基づき、法人に検査調書等の提出を求め、実地による指導監査を行う。	関係各課との連携を強化するとともに、係内で事前に過去のデーターを基に重点的に見る項目を協議する等、監査の効率化を図ったことにより、当初計画数183事業所を上回る201事業所の運営指導監査を実施した。
17	217	生活困窮者自立支援事業	福祉部社会福祉課	生活困窮者の自立を促進する。	生活保護に至る前の支援策として、生活困窮者自立支援法に定める自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業を一体的に実施し、生活困窮者の自立を図る。	支援員を1名増員したことにより、訪問による支援件数が令和4年度89件に対し、令和5年度は271件（令和6年1月末時点）と増加し、生活に課題を抱えている相談者に対して寄り添った支援を行うことができた。また、支援員を増員をしたことで、生活保護受給者の就労支援対象者等の訪問実施にも繋がった。
18	218	被災住宅復興支援事業	福祉部社会福祉課	被災者の自立の助長を図る。	東日本大震災及び竜巻により被災した住宅の復旧に要する資金を金融機関から借り入れた場合、借り入れに係る利子の補給を行う。	被災者の自立助長と保護が図られた。 被災住宅復興資金利子補給支給 東日本大震災 2件 128,000円 竜巻災害 2件 192,100円
19	219	つくば市災害見舞金支給事業	福祉部社会福祉課	被災者の自立の助長と保護を図る。	火災及び床上浸水等の被災者に対し、被害の程度や世帯員数により見舞金を支給する。	被災者の自立の助長と保護が図られた。
20	221	身体障害者手帳認定交付事業	福祉部障害福祉課	身体に障害のある方の福祉の増進に資する。	身体に障害のある方からの交付申請に基づき、障害程度等級の審査及び認定を行ない、申請者に対して手帳交付を行う。 交付申請に必要な医師が作成する診断書の取得費用については、その一部を補助する。	新規申請367件、再交付申請261件、診断料補助418件（1,431,530円）、手帳所持者数5,077名 身体障害者手帳が交付されたことにより、補装具費の支給、日常生活用具の給付、税の控除等が利用でき、障害者（児）及びその家族への経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。
21	222	精神障害者保健福祉手帳に関する事業	福祉部障害福祉課	精神疾患を持つ方の福祉の増進に資することを目的とする。	同手帳の交付申請の受付及び茨城県が所管する茨城県精神保健福祉センターへ申請書類の進達を行う。 県が発行した手帳を申請者に交付する。 交付申請に必要な医師が作成する診断書の取得費用については、初回のみ一部を補助する。	申請者数1,194人、診断料補助191件（572,765円）、手帳所持者数2,130名 市公式サイト上に掲載している申請案内の内容等を随時見直し、申請希望者の利便向上を図った。 精神障害者保健福祉手帳が交付された方に対して、各種福祉サービスの説明を行うことで手帳所持者の経済的、精神的負担の軽減を図る制度があることを案内できた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
	22	療育手帳の交付事務	福祉部障害福祉課	知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的とする。	茨城県が所管する茨城県福祉相談センターが交付する療育手帳及び再判定結果確認通知書を手帳申請者に発行・送付する。 手帳の等級によって受けることができるサービスを説明し、案内する。	新規交付78件、県内転入1件、県外転入15件、手帳所持者数1,538名 療育手帳を交付された方に、障害者福祉ガイドブックを用いて福祉サービス等の説明を行うことで、手帳所持者及びその家族に対して経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。
	23	身体障害者（児）補装具費（交付・修理）支給事業	福祉部障害福祉課	身体障害者（児）及び難病患者の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の職業その他日常生活の能率向上を図る。	失われた身体機能や障害のある部分を補完し、日常生活や労働を容易にする用具の交付・修理のための費用を支給する。 申請に基づき支給決定し、申請者に対し、補装具費支給決定通知及び支給券を送付する。 購入及び修理完了後請求に基づき補装具費を支給する。 内容により、身体障害者更生相談所の判定を受ける。	決定件数：294件、公費負担額：43,029,948円、現地調査件数：5件 補装具費を支給することで、身体障害者（児）及び難病患者の職業その他日常生活の能率向上を図ることができた。
	24	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助金交付事業	福祉部障害福祉課	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得及び健全な発達の支援を図る。	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器、イヤモールド及び補聴援助システムの購入に必要な費用の一部を補助する。 補助金請求書に基づき、算定基礎額の2/3を補助する。 負担割合：申請者1/3、県1/3、市1/3	決定件数：10件 （内訳：本体のみ1件、本体及びイヤモールド（受信機含む）4件、イヤモールドのみ5件） 補聴器等の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語の習得及び健全な発達の支援を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減することができた。
	25	日常生活用具等の給付・貸与事業	福祉部障害福祉課	利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとする。	在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に、日常生活に必要なものを給付する。（一部入院・入所中でも認められる用具がある。） 給付条件については、給付種目ごとに定められており、助成額は基本的に9割で、品目によって定められた基準額を超える場合、実際の商品金額との差額は自己負担となる。	決定件数：3,951件、公費負担額：40,502,732円 主な給付品目：スリム用装具2,892件（24,993,742円）、紙おむつ997件（10,564,336円） 日常生活用具を給付することにより、利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとなった。
	26	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	福祉部障害福祉課	障害者の自立の促進及び介護者の負担の軽減を図る。	重度障害者（児）の居住する住宅をその重度障害者（児）に適するように改良する工事を行うにあたり、申請後に職員が事前に実地調査を行い、補助を決定する。工事後に職員が事前に実地調査を行い、申請内容と相違がなければ補助金を交付する。 補助金は対象工事費の3/4で、上限262,000円である。 国土交通省の社会資本総合整備交付金の対象事業となっており、補助率は45%である。	決定件数：1件、公費負担額：216,750円 本制度による改修費用の助成を行うことで、障害がある方の居宅生活の能率向上を図ることができた。
	27	身体障害者紙おむつ購入費助成事業	福祉部障害福祉課	身体障害者の経済的負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。	在宅の重度身体障害者に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成するための助成券を発行する。 対象者1名につき16,000円の助成額 年度中1回の交付 令和6年度より日常生活用具給付事業の紙おむつ給付対象を拡大し、本事業の対象者を含めるため、本事業は令和5年度末で終了。要綱については令和6年6月1日廃止となる。	決定件数：7件 在宅の重度身体障害者に紙おむつ購入費の一部を助成することで、経済的負担を軽減することができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
28	229	身体障害者（児）住宅整備資金貸付事業	福祉部障害福祉課	障害者の自立自立、社会参加を促進するため。	心身障害者世帯又は心身障害者と同居する世帯で、障害者の専用居室・浴室・トイレ・廊下などを改築する際の資金を貸し付ける。 貸付額は一戸当たり2,020,000円以内（利息3%）	決定件数：0件 住宅整備資金を必要とする人に、制度の案内を行えるような体制ができている。
29	230	チャレンジアートフェスティバル事業	福祉部障害者地域支援室	障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、自立と社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解と認識を深める。	障害者（児）の社会参加促進事業として、当事者が制作した作品展示及び演劇等による舞台発表を実施する。 事業運営にあたっては、実行委員会を組織し、イベントの内容、実施方法等を協議の上、決定する。	舞台発表の来場者数は650名。作品展への来館者数は2,024名。作品の制作やダンス・太鼓等の表現活動を通じて、障害者（児）の社会参加を促進するとともに、市民に向けて障害福祉に対する理解の促進を図ることができた。
30	231	おひさまサンサンフェスティバル事業	福祉部障害者地域支援室	障害者（児）や高齢者、市民が共にスポーツやレクリエーションを行うことで社会参加を促進し、市民と障害者に対する理解と認識を深める。	「高齢者いきいきまつり事業」との合同開催により、「おひさまサンサンいきいきまつり事業」として実施している。 団体競技種目、個人競争種目及び個人自由参加型種目の各競技種目を実施し、同時に高齢者及び障害者等の作品展示および物品販売やアトラクションとして市内協力団体等による発表を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大があつて以降、4年ぶりの開催となった。障害者と高齢者が同じプログラムに参加し交流することで、お互いに理解を深め福祉への理解を図ることができた。
31	232	奉仕員等養成研修事業	福祉部障害者地域支援室	意思疎通を図ることに支障がある障害児（者）の自立した日常生活または社会参加を営むことを支援する。	希望する市民に、厚生労働省のカリキュラム等による手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成講座を行い、奉仕員を養成する。 講座修了者には、つくば市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、奉仕員としての奉仕活動を行う。	聴覚障害者や視覚障害者の支援員として、奉仕員を養成し、障害者等の福祉の増進を図ることができた。
32	233	障害者団体等支援事業	福祉部障害者地域支援室	障害者の社会参加の促進や地域の人との交流及び福祉の向上を図る。	障害者団体育成及び社会参加の促進のため、つくば聴覚障害者協会補助事業、就学学習会事業に対して、補助交付要項に基づき、補助金に関する事業を行う。	障害者団体等の継続的な活動実態を考慮し、安定した自主活動を支援できるよう、当該補助金要綱の改正を行った。
33	234	身体障害者自動車改造費・運転免許取得費補助事業	福祉部障害者地域支援室	自動車改造費の助成及び運転免許費の助成を行うことにより身体障害者の社会参加の促進を図る。	就労している又は就労が見込まれる身体障害者自身が必要とする、自動車改造費又は自動車運転免許の取得費について、実施要綱に基づき、その費用の一部を補助する。	身体障害者の就労に必要な自動車改造又は自動車運転免許の取得について、その費用の一部を助成することで、就労機会の促進が図られた
34	235	体験乗馬療法事業	福祉部障害者地域支援室	乗馬を通して動物とふれあう心を養い、騎乗することで障害のある方の身体や心の機能回復を支援する	チャレンジの部（障害者（児））及び一般の部（小学部6年生まで）に対象を分けて、体験乗馬（ポニー）療法を実施するもの。チャレンジアートフェスティバルにおいて実施する。	強風があつたものの、チャレンジアートフェスティバル会場にいた多くの障害児（者）、大清水公園に来た小学生以下の児童が多く参加した。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
35	236	いす式階段昇降機保守事業	福祉部障害者地域支援室	エレベーターのない施設を障害者が円滑に昇降できるようにする。	いす式階段昇降機保守管理（法定点検年 1回・定期点検年 3回）を実施する。 設置場所：大穂交流センター・谷田部老人福祉センター・桜総合体育館・市民ホールつくばね）	機器の安全な稼働を維持できた
36	237	障害児運動教室事業（旧：障害児スポーツ教室事業）	福祉部障害者地域支援室	障害児の体力増強・交流・余暇活動等の充実を図る。	障害者スポーツ専門インストラクターによる障害児のための運動教室を開催する。 集団活動ができる小学部1年～6年生までの障害のある児童が対象 いきいきプラザにて全10回開催（6月期～3月期）を実施	運動教室を開催することで、障害児の体力増強、交流、余暇活動の充実を図ることができた。
37	238	生活支援事業	福祉部障害者地域支援室	就労が困難な在宅における精神に障害のある方等の自立と社会参加の促進を図る。	精神に障害のある方等に対し、日常生活の支援や相談及び創作的活動又は生産活動の機会を提供するなど、社会との交流促進等の便宜を供与する。 生活支援事業として土浦市にある、ほびき園へ委託している。	適切な費用負担により、対象となる市民に対して社会参加を促進できた
38	239	音声誘導装置保守事業	福祉部障害者地域支援室	視覚障害者を公的施設に安全に誘導する。	つくば駅周辺に設置してある音声誘導装置6箇所に音声誘導標識システムを設置し、委託業者による保守管理の実施及び職員による自主管理を行う。（エキスポセンター入口、アルス正面玄関前、中央公園入口、ノバホール入口・玄関入口、クレオ・モグ入口）	保守点検の際、電源機器を修繕することにより、音声誘導装置を稼働させることができた
39	240	合理的配慮支援事業補助金	福祉部障害者地域支援室	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進する。	商業事業者等が行う合理的配慮の提供のための工事施工、物品購入等に要する費用の全部又は一部を助成する。	広報などで制度を案内したことで、前年度比較して申請の相談及び交付件数が増加した。
40	241	特別障害者手当等支給事務	福祉部障害福祉課	日常生活における負担を軽減し、かつ障害者（児）の福祉の増進を図る。	特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当の認定を行い支給する。 経過的福祉手当は支給のみ。 県から委託されている特別児童扶養手当の各種申請に関わる事務を行う。（受給者の認定・手当の支払い等は県で行っている。）	受給者数：特別障害者手当97名、障害児福祉手当112名、経過的福祉手当2名、在宅障害児福祉手当496名、特別児童扶養手当474名 身体又は精神に重度の障害を有する在宅の障害者（児）及び障害児を扶養している養育者の、日常生活における経済的負担の軽減を図ることができた。
41	242	難病患者福祉金支給事務	福祉部障害福祉課	患者やその家族の精神的、社会的苦痛を解消するとともに、生活的負担を軽減する。	県が指定する338種類の指定難病患者及び4種類の一般特定疾患患者に月額3,000円の福祉金を支給する。	受給者：1,706名 難病患者に対し福祉金を支給することで、経済的負担の軽減を図ることができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
42	243	障害福祉サービス事業	福祉部障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する。	申請者の心身の状況や環境、障害福祉サービス利用に関する意向等の事情を勘案して作成されるサービス利用計画等に基づいて、障害福祉サービス等の支給決定を行う。 障害福祉サービス等は、介護等の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、相談支援員から助言やサービス利用計画作成の支援を受けられる「計画相談支援」に大別されており、それぞれの支給決定に必要な事務処理を行う。	支給決定者数：1541人 支給決定件数：訪問系サービス310件、日中活動系サービス1,693件、施設系サービス464件、計画相談支援1,369件（各年度3月1日現在） 障害福祉サービスを必要とする申請者に対して、適切な内容のサービスを支給決定できた。
43	244	障害児通所支援事業	福祉部障害福祉課	障害児の福祉の増進を図る。	「児童発達支援（就学前の児童）」、「放課後等デイサービス（就学時の児童）」等の利用を必要とする障害児に対して、申請に基づき、保護者または児童に対して認定調査を実施した上で支給決定を行う。	支給決定者数：1,467人 支給決定件数：児童発達支援581件、放課後等デイサービス882件、障害児相談支援488件、保育所等訪問支援110件（各年度3月1日現在） 申請に基づき、必要なサービスを支給決定することができた。
44	245	障害支援区分認定事業	福祉部障害福祉課	障害者とその障害の状況にあった適切なサービスを受けられるようにする。	障害福祉サービスを必要とする方を対象に、認定調査員による面接及び障害支援区分認定調査を行う。その認定調査結果と医師意見書を基に、市町村審査会に審査判定を依頼する。 審査会による審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定を行い、サービス利用までの一連の事務を行う。	障害支援区分を認定することで、適正なサービスの利用につなげることができた。 障害支援区分認定審査会回数 12回／年 障害支援区分認定調査件数 365件（うち業務委託件数90件） 次城県障害支援区分認定審査会委員研修 1回
45	246	心身障害者扶養共済年金	福祉部障害者地域支援室	障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来性に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。	障害者を扶養している保護者から毎月一定の掛金を納めてもらい、保護者に万一（死亡又は重度障害者）があったとき、障害のある方に終身一定の年金を支給する。	年金受給者に対しては、年金の支給を行うことにより生活の安定と福祉の増進に資することができた。また、加入者に対しては、障害者に対する将来の不安の軽減を図ることができた
46	247	障害者日中一時預かりサービス利用費助成事業	福祉部障害福祉課	家族の介護に係る身体的、精神的及び経済的負担の軽減に資する。	事業者と当事業に関する協定を締結する。 支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付する。 請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。	障害者（児）を在宅で介護する家族の一時的休息等を確保し、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図った。
47	248	障害者移動支援サービス利用費助成事業	福祉部障害福祉課	障害者（児）の社会参加の機会の拡大を図る。	事業者と当事業に関する協定を締結する。 支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付する。 請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。	移動支援サービスの利用を促進し、障害者（児）の社会参加の機会拡大や日常生活および余暇活動の充実を図った。
48	249	地域活動支援センターⅠ型事業	福祉部障害者地域支援室	障害者等の地域生活支援の促進を図る。	日常生活の支援、地域交流等の場の提供、創作的活動又は生産活動の機会の提供、情報の提供、相談支援の実施	令和5年度利用実績（延利用者数） 1,348名（通所）＋774名（相談）＝2,122名 在宅における精神障害者等に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、あわせて、相談支援事業を実施することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることが出来た。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
49	250	重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成事業	福祉部障害福祉課	障害者（児）の健康の保持並びにその介助に係る家族の身体的及び経済的負担の軽減を図る。	事業者と当事業に関する協定を締結する。支給申請に対し、要件を満たす場合は受給者証を交付し、訪問入浴サービスを実施する。 事業者からの請求内容を審査の上、事業者に助成金を支払う。 利用者は利用費の1割を自己負担する。ただし非課税世帯は自己負担なし。	在宅の重度身体障害者（児）の健康保持並びに介助に係る家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図った。
50	252	障害者福祉タクシー利用料金助成事業	福祉部障害者地域支援室	障害者の外出を支援し、社会参加の促進を図る。	障害のある方が外出する際に1枚500円（1回の乗車につき3枚まで）の運賃を助成する。年間36枚（じん臓機能障害者で人工透析を行っている方は108枚）交付する。	タクシー運賃料金の一部を助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加に寄与することができた
51	253	意思疎通支援事業	福祉部障害者地域支援室	聴覚障害者等の社会参加の機会を拡大し、もって福祉の増進を図る。	聴覚障害者等が医療機関における受診、財産の管理、健康の維持増進、労働環境の整備、公共機関における手続き、社会参加を営むための必要な態度・習慣又は能力を養うための講習会への参加に対し、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣する。 聴覚障害者等が各種申請等で来庁した際の情報保障を行うため手話通訳者を設置する。	電子申請での手話通訳者等派遣登録や派遣申請を可能にして制度の利便性を高め、聴覚障害者の社会参加の機会拡大を図ることができた。
52	254	障害福祉計画策定事業	福祉部障害福祉課	障害者施策の総合的な推進を図る。	つくば市障害者計画策定懇談会の開催 障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」（3か年計画）を策定する。 障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定する。	令和5年度に3回の障害者計画策定懇談会を開催し、さらに障害者自立支援協議会からの意見聴取とパブリックコメント手続きを実施することで、多様な意見を取り入れた計画の策定をスケジュール通りに行うことが出来た。
53	255	理学・作業・言語療法指導事業（理学・作業療法指導事業）	福祉部障害福祉課	障害児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	地域活動支援事業において、利用者及び職員に対し専門職としての指導、助言を行う。 児童発達支援事業において、機能訓練指導、保護者への指導、職員の指導を実施する。	・4か所の福祉支援センターで指導を実施し、利用者の心身機能の維持・向上等を図ることができた。 ・研修会では、「分野の異なる複数講師を招く」「事前質問を講義に盛り込む」「事業種別ごとのグループ討議」などの方法で実施することで、各事業の職員の専門的な知識や支援技術の獲得に役立った。
54	256	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	福祉部障害福祉課	意思疎通が困難で介護者がいない重度障害者等が入院した際に、コミュニケーションを支援する者を派遣し、円滑な医療行為につなげる。	重度の障害者のうち、意思疎通が困難で、かつ介護者がいない方が医療機関に入院する場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療機関従事者等に伝えることができる方をコミュニケーション支援員として医療機関に派遣。 市に利用申請をし決定を受けた者が、要綱に定める範囲内で、事業者からサービス（コミュニケーション支援員の派遣）を受ける。	利用件数 0件 事業についての周知は進めている。
55	257	更生医療給付事業	福祉部障害福祉課	身体障害者の自立と社会経済活動への促進を図る。	更生のために医療が必要な身体障害者に対し、特定の医療（対象となる医療が障害別に定められている。）を受けた場合の医療費総額の自己負担分3割の内、2割を（生活保護受給者は10割）公費で助成する。	認定件数：255件（支払決定案件数：255件） 公費支出額：160,666,939円 対象となる人に、医療費の助成を行うことができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
56	258	育成医療給付事業	福祉部障害福祉課	身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行なう負担を軽減する。	医療が必要な児童に対し、特定の医療（対象となる医療が障害別に定められている。）を受けた場合の医療費総額の自己負担分3割のうち、2割を（生活保護者は10割）公費で助成する。	認定件数：4件（支払決定案件数：4件） 公費支出額：75,138円 将来障害が残る可能性がある児童が手術等を受けることにより、その障害を除去・軽減できた。
57	259	精神通院医療給付事業	福祉部障害福祉課	通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減する。	自立支援医療受給者証の交付申請の受付及び茨城県が所管する茨城県精神保健福祉センターへ申請書類の進達を行う。 県が発行した受給者証を申請者に交付する。	申請件数 新規：1,026件、再認定：3,317件、その他：563件 受給者証を交付することで、自立支援医療の提供を受ける方の医療費にかかる自己負担を軽減できた。
58	260	福祉相談支援事業（委託）	福祉部障害者地域支援室	障害者の自立を促進する。	市内3か所の指定相談支援事業所に委託し実施。月曜日から金曜日まで（祝日除く）、相談窓口として相談支援員を配置し、障害者等へ情報提供や助言を行い、生活全般をサポートする。	基幹相談支援センターと市内指定相談支援事業所が連携することで、各地域で相談支援を実施することができた。
59	261	障害者自立支援協議会	福祉部障害者地域支援室	障害者の地域生活を支援する体制構築を推進し、障害者福祉の向上を図る。	障害者自立支援協議会において課題ごとの会議体制で、障害者が地域で生活するための支援体制等の課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。	全体会1回、専門部会4回（こども部会2回、おとな部会2回）、事務局会議4回、障害者差別解消支援地域協議会1回を開催。 専門部会では、障害者の移動手段、障害児サービス事業所連絡会の設置の必要性を協議した。障害者差別解消支援地域協議会では、今後の方向性について協議を行った。
60	262	障害者虐待防止事業	福祉部障害者地域支援室	障害者の権利利益の擁護に資するため。	障害者虐待に対応できる体制の整備（障害者虐待防止センターの運営、対応手順書の作成、24時間・365日の相談体制整備、一時保護のための居室確保、障害者虐待防止ネットワーク構築等）、虐待対応（通報・届出受理、情報収集、事実確認、ケース会議、ケース支援）、虐待予防（研修会開催、虐待防止パンフレット配布）	障害者虐待防止に対する体制を整備し、市民等からの通報があった際には迅速に行動し、適切な初動対応をとることができた。
61	263	発達障害相談支援事業	福祉部障害福祉課	発達の気になる児童とその保護者の福祉の向上。	臨床心理士・臨床発達心理士等により、発達の気になる児童とその保護者に対し相談や検査を実施し、障害の早期発見・早期支援のための助言・支援等を行う。また、関係機関の職員等に対し助言等の支援や、関係機関との連絡調整を行う。	ペアレントトレーニングの対象者を拡大したことで、児童発達支援を利用していない児童の保護者で子どもへの関わり方に悩みを抱えている方にも支援を行うことができた。
62	264	成年後見制度利用支援事業	福祉部障害者地域支援室	判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方について、その判断能力を補い財産等の権利を擁護するため。	成年後見制度の市長申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬を支給する。	成年後見制度の周知普及と市町村申し立ての実務体制整備により、障害者の権利擁護を行い、生活の安心・安全を図ることができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
63	265	福祉相談事業（直営）	福祉部障害者地域支援室	地域で生活する障害者等の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整などを行い、障害者の自立と地域生活の推進を図る。	職員及び、委託する身体障害者相談員、知的障害者相談員が当事者等から相談を受け、内容に応じて適切な関係機関、関係各課等の支援、手続き担当者につないだり（連絡・調整）、情報提供や助言などの支援を行う。	相談者を適宜、必要な障害福祉サービス等へつなげることができた。また、ケース会議等に参加し関係者と連携を行えた。
64	266	児童発達支援センター事業	福祉部障害福祉課	障害のある児童と保護者の包括的な支援のための「児童発達支援センター」を設置する。	障害児に対する療育訓練と保護者への支援を包括的に実施する上で、中核的役割をもつ児童発達支援センターを設置する。	・令和5年10月から早期支援クラスを開始。（月1～2回開催、延べ10回開催） ・公立保育所、幼稚園職員向けの研修への協力。 ・筑波大学のPFI事業が取り消しになったことから、整備場所やスケジュール等の検討を行い、新たに市単独で春日庁舎を改修し、令和9年度に開設する計画で協議を進めることができた。
65	267	地域活動支援サービス（福祉支援センターさくら）	福祉部障害者地域支援室	障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。	個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。	利用者個々の障害状況に応じ、個別支援計画に沿ってサービスを提供することができた。
66	268	児童発達支援（福祉支援センターさくら）	福祉部障害者地域支援室	日常生活に必要な基本的動作や、自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。	保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。	児童の状況（身体・健康・行動）や保護者のニーズに応じた個別支援計画を策定し、計画に沿った適切な支援を行うことができた。
67	269	地域活動支援サービス（福祉支援センターやたべ）	福祉部障害者地域支援室	障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。	個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。	利用者個々の障害状況に応じた個別支援計画に沿ってサービスを提供することができた。
68	270	地域活動支援サービス（福祉支援センターとよさと）	福祉部障害者地域支援室	障害のある方の生きがいづくりを支援し、福祉の増進を図る。	個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎サービス等の支援を提供する。	作業療法士や理学療法士からの指導を受け、個々の障害に適したサービスを提供することができた。 また、生産活動等を実施し、社会適応訓練等の充実を図り、利用者の生きがいづくりに寄与することができた。
69	271	児童発達支援（福祉支援センターとよさと）	福祉部障害者地域支援室	日常生活に必要な基本的動作や、自律に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。	児童と保護者に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導、保護者への相談援助などの支援を提供する。	児童の状況及びニーズを的確に捉え個別支援計画を策定し、その計画に基づき療育指導を提供することができた。併せて、日常生活への指導や身近自立に向けての支援や助言を行い、児童の発達を促すことができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
70	272	地域活動支援サービス（福祉支援センターくさぎ）	福祉部障害者地域支援室	障害のある方の生きがいを支え、福祉の増進を図る。	個別支援計画を作成し、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション・社会との交流促進、創作活動、健康指導、生産活動、介護方法の指導、送迎・入浴サービス等の支援を提供する。	運営規定・個別支援計画に沿って事業を運営し、個々に応じたサービスを提供することができた。また、小集団での外出に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、大集団での活動も再開され、おひさまサンサンフェスティバル、チャレンジアートフェスティバルへの作品展示及び見学も参加でき、社会適応訓練の拡大が図られた。
71	273	児童発達支援事業（福祉支援センターくさぎ）	福祉部障害者地域支援室	日常生活に必要な基本的動作や自活に必要な知識や技能、集団生活への適応力などを養う。	保護者と児童に対して、小集団における指導（保育）、ことばやコミュニケーションの指導・認知を中心とした発達指導、日常生活動作等の諸活動に対する指導、運動など基本的動作活動に対する指導などの支援を提供する。	家庭連携事業で主となる集団での児童の姿を確認し、課題を保護者と面談を通じ話し合うことができ、療育指導を行うことにより児童の発達を促すことができた。
72	274	在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の健康の保持及び生活環境の向上を図り、在宅福祉の増進に寄与する。	布団（掛布団・敷布団・毛布）の丸洗い乾燥を年2回実施 ※布団の替えがない方には、布団の貸出を無料で行う。 本人もしくは家族等から申請を受け、交付決定者には助成券を自宅に郵送する。 委託業者には、交付決定の都度、利用者リストを送付し、事業の実施を依頼する。	布団の丸洗い乾燥を無料で行ったことで、高齢者の健康を保持し、生活環境を向上して、在宅福祉の増進に寄与できた。 ・助成券交付者数：118人
73	275	高齢者日常生活支援事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の日常生活を支援し、もって高齢者の在宅福祉の増進に資する。	部屋の清掃や草取り等の作業を依頼する際の費用の一部を助成する。 一世帯当たり年間500円券を12枚交付する。	助成券取扱事業所を増やしたことにより、作業依頼の多い庭木の剪定等の業務を分散することができ、高齢者の日常生活を支援することができた。
74	276	福祉有償運送事業	福祉部高齢福祉課	身体障害者、要介護認定者等、交通手段の利用を十分に確保することができない方の社会参加を促進し、福祉の増進に資する。	道路運送法第79条の登録を受けて福祉有償運送を行う特定非常営活動法人等に対し、補助金を交付する。 福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催する。	・4月に福祉有償運送事業補助金交付申請を受付、3事業者に対し交付決定を行った。3月の実績報告書提出に基づき、事業所に補助金を交付することで運営を支援し、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進を図ることができた。 ・9月に福祉有償運送の運転者講習会をつくば市役所内で開催し、9名が受講した。
75	277	老人ホーム入所措置事業	福祉部高齢福祉課	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の心身の健康保持及び生活安定を確保する。	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の中で入所判定委員会により入所が必要と認められた者に対し、市の職権により養護老人ホームに入所措置し、その生活費を支弁する。 被措置者本人の所得に応じて、生活費の一部を徴収する。	措置入所者の状況が変化があった場合には、施設の担当者と連携しながら対応し、入所者の生活の安定に寄与することができた。入所中の施設への訪問調査にて本人と面談し、継続して措置が必要であることを確認した。 現在1名措置入所中。
76	278	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業	福祉部高齢福祉課	急病、災害その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保する。	ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報機器（固定型・携帯型）を貸与する。	緊急通報システムの通報、お伺い電話により、救急搬送だけでなく、入院・入所も把握でき、ひとり暮らしの高齢者の不安解消、生活の安全に寄与できた。30件の通報があり、救急車による搬送等の対応ができた。 ・利用者：191名、新規設置者：45名

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
77	279	ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業	福祉部高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者の安否確認、健康保持、孤独感解消を図る。	70歳以上のひとりで生活している高齢者に、乳製品を週に3回まで、安否確認を兼ね手渡しで配達する。 不在時や緊急時には事業者から連絡が入り、高齢福祉課が緊急連絡先に連絡を取ることで安否確認を行う。	ひとり暮らし高齢者の健康保持や定期的な安否確認による不安解消に寄与できた。 利用者：38人、新規利用申込者数：12人、安否確認：16回
78	280	高齢者生きがい活動支援事業	福祉部高齢福祉課	能力に応じた社会参加活動を通した、高齢者の生きがいづくりと健康の保持を図る。	シルバークラブ大会：役員功労者表彰、感謝状贈呈、講演会等 シルバークラブ育成支援：年間を通じてシルバークラブ連合会の事務局として支援する。	社会参加活動等を通して、高齢者の生きがいづくりに寄与できた。
79	281	高齢者労働能力活用事業費補助	福祉部高齢福祉課	高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進及び就業機会の拡大を図り、高齢者福祉の増進に資する。	公益社団法人つくば市シルバー人材センターが円滑に運営ができるよう補助金を交付する。	シルバー人材センターに補助金を交付することにより、円滑な運営を支援し、高齢者の生きがい対策、社会参加の促進等に寄与できた。
80	282	いきいきサロン事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の仲間づくりや生きがい活動を行うことにより、自立と社会参加を促進する。	老人福祉センターなど市内4か所で高齢者が自由に参加できる通常サロンを開催する。また、10人以上のグループからの依頼により講師を派遣し、出前サロンを開催する。	高齢者の自立と社会参加の促進に寄与できた。 ・通常サロン 実施回数212回、延べ利用者数1,632人 ・出前サロン 実施回数38回、延べ利用者数431人
81	283	健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会	福祉部高齢福祉課	高齢者に適したスポーツを通じて、健康の維持増進を図るとともに、地域間の交流を深め、明るく活力のある長寿社会を推進する。	単位シルバークラブや高齢者団体へ広報紙等を利用して募集、茨城県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会の予選会として市大会（グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ベタンク、輪投げ）を開催する。	高齢者が愛好するスポーツ競技を通じて、健康の保持増進や地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の増進に寄与することができた。 昨年に引き続きグラウンドゴルフの部において、全国大会への出場者が決定した。
82	284	敬老祝金給付事業	福祉部高齢福祉課	長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与する。	・77歳（3,000円）、88歳（10,000円）及び101歳以上（20,000円）の方へ口座振替で給付する。 ・100歳（30,000円）の方の自宅を訪問又は高齢福祉課窓口で、現金を給付する。	口座振替：77歳（3,000円）2,064人、88歳（10,000円）875人、101歳以上（20,000円）77人 給付率：96.85% 現金手渡し：100歳（30,000円）61人
83	286	長寿をたたえる事業	福祉部高齢福祉課	長寿をたたえとともに、高齢者への敬老意識の啓発を図る。	8月1日現在で市内に住所を有し、100歳の誕生日を迎える方に、老人週間の前後2週間以内に市長などが訪問し、ほう状などを贈呈する。	9月に対象者61人に対して、自宅訪問や高齢福祉課窓口でほう状や記念品等を贈呈することにより、高齢者に敬老の意を表することができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
84	287	高齢者用福祉タクシー助成事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の外出支援及び社会参加を促す。	65歳以上のひとり暮らし世帯、70歳以上の高齢者世帯及び70歳以上で市民税非課税世帯のタクシー運賃の一部を助成する。年間助成券500円券×24枚を交付する。	高齢者の外出支援、社会参加に役立つことができた。 交付者数：2, 774人
85	288	あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施術費助成事業	福祉部高齢福祉課	あん摩、マッサージ等の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与する。	70歳以上の高齢者に対し、あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施術を受ける際の費用の一部を助成する。年間助成券1, 000円券×8枚を交付する。 ※健康保険法、その他の法令により医療に関する給付として行われているものを除く。	あん摩、マッサージ、はり及びきゅうの施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与することができた。 助成券交付者数：1, 558人
86	289	ねたきり高齢者理美容料助成事業	福祉部高齢福祉課	ねたきりの高齢者の衛生的で健康的な生活を支援するとともに、家族の負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の増進に寄与する。	65歳以上で要介護4、5認定者または常時ねたきりで理美容所に行くことが困難な在宅の方が、出張理美容を受ける際の利用料金助成を行う。年間助成券4, 000円×2枚を交付する。	ねたきりの高齢者に対して、居宅における理美容料金の一部を助成することにより、利用者の衛生的で健康的な生活を支援するとともに、家族の負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の増進に寄与できた。 R5交付者数：147人
87	290	シルバークラブ育成事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の生きがいづくりを支援する。	補助金を交付し、シルバークラブ連合会と連合会に所属する単位シルバークラブの活動を支援する。	補助金を交付することでシルバークラブの活動を支援することができた。 （令和6年3月現在 125団体）
88	291	ふれあい元気広場管理運営事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の健康を増進し生きがい意欲を高める。	ふれあい元気広場のクロッケーコート・ニュースポーツコートの維持管理 ふれあい元気広場の休憩所の維持管理 高齢福祉課窓口において施設の貸出 作岡財産区から無償で土地を借用し、整備管理を行う。	グラウンドの芝の状態を把握し、芝刈り（機械）4回の実施により、高齢者が安全で快適に広場を利用する環境整備を行った。
89	292	宅配食事サービス事業	福祉部高齢福祉課	ひとり暮らしの方や高齢者世帯の安否確認及び健康保持	ひとり暮らし・高齢者世帯の方に、高齢者向け配食サービス事業所で調理した栄養バランスの取れた夕食を希望の曜日に配食する。配食の際、利用者の安否確認が取れない場合や異変発生時は、市職員が緊急連絡先に連絡・対応する。 新規利用申込者に対して訪問調査を実施し、健康状況や緊急連絡先等を確認して実態を把握し、対象者に該当するか審査する。（申請受付：随時）	調理や買い物が困難で生活に不安のある高齢者に、バランスの良い食事を届けると同時に安否確認を行うことで、高齢者の不安解消、食生活の改善に寄与できた。 新規利用申込者数：60名 利用者数：110名 安否確認件数：61件。
90	293	つくば市高齢者福祉計画事業	福祉部高齢福祉課	計画を策定し、高齢者福祉施策の推進を図る。	老人福祉計画、介護保険事業計画、高齢者居住安定確保計画及び成年後見制度利用促進基本計画の一体的な展開が図られるように「つくば市高齢者福祉計画」を策定する。	つくば市高齢者福祉計画（第9期）の策定が完了し、高齢者福祉施策、介護保険事業の推進を図ることができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
91	294	地域密着型サービス整備費等補助事業	福祉部高齢福祉課	介護施設を整備し、高齢者福祉の向上を図る。	第8期つくば市高齢者福祉計画に基づき、地域密着型サービス拠点等の整備を促進するために選定した事業者に対して本年度開設に向けて支援する。	第8期高齢者福祉計画に基づく、特別養護老人ホーム新設1施設、増床2施設及び介護老人保健施設増床1施設の整備が完了し、茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用し、補助金の交付を行った。 また、大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費について特定施設入居者生活介護1事業所に対して、同じ県の補助金を活用し、補助金の交付を行った。
92	295	施設指定及び指導監査業務	福祉部高齢福祉課	適正な介護保険サービスの充実を図る。	事業所の指定申請による指定を行う際、書類の審査及び現地確認等を実施したうえで指定する。指定後は社会福祉課、介護保険課と協し定期的な監査を行う。	実地指導により、個別の事業所に対して改善指導を行うことができた。また集団指導により制度を周知し理解を得ることができた。
93	296	高齢者健康遊具事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の外出支援と健康維持を図る。	二の宮公園、荃崎運動公園、大池公園、梅園公園、谷田部多目的広場、花畑近隣公園、川口公園の市内7か所に設置してある高齢者健康遊具の点検及び修繕を行う。	12月に点検事業者による市内7か所の健康遊具の点検を実施し、安全に使用してもらうことで高齢者の健康維持を図ることができた。
94	297	在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業	福祉部高齢福祉課	紙おむつを必要としている高齢者及び要介護者を抱える家族の経済的負担軽減を図る。	日常生活において紙おむつを使用している65歳以上で要介護1以上の市民税非課税の在宅高齢者に対し、紙おむつ購入費助成を行う。年間助成券1,000円券×24枚を交付する。なお、申請時期により、給付枚数が異なる。	紙おむつ等を必要とする高齢者及びその家族の経済的負担を軽減できた。
95	298	障害児相談支援事業	福祉部障害者地域支援室	障害のある子どもや家族が抱える課題に対し、適切なサービス利用に向けてきめ細かい支援を実施することで、障害児の自立した生活を支える。	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）等や障害福祉サービス等を利用する障害児に対して、サービス等利用計画または障害児支援利用計画についての相談及び作成をし、一定期間ごとに利用計画等の再評価（モニタリング）等の支援を行う。また基本相談として、障害児の支援を行う保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行う。	基本相談：113件 計画相談：3件（うち新規2件） 継続相談支援：6件
96	300	つくば市高齢者憩いの広場活動支援事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の介護予防及び孤立化の防止	週1回以上、高齢者を中心とした地域住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化防止のための活動を行う団体へ補助金を交付する。	民生委員児童委員協議会定例会にて事業周知を行ったことで、民生委員や民生委員から話を聞いた市民から相談を受け、申請を検討する団体が複数あった。今年度の新規活動団体が2団体発足した。
97	301	つくば市介護人材確保事業	福祉部高齢福祉課	介護人材を確保することにより、介護サービスの安定した供給及びサービスレベルの向上を図る。	介護業界未経験者の方で、市内介護事業所に新規に就労する方に対し、一時金を助成する。 市内介護事業所に9か月以上就労している方で、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した者に研修費用の一部助成を行う。	スタートアップフォロー給付金52件（昨年度比17件増）、 キャリアアップ費用給付金2件（昨年度比4件減）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
98	302	成年後見制度推進事業	福祉部障害者地域支援室	知的障害者又は精神障害者の権利擁護を行い、障害者等の安心・安全を図る。	つくば市社会福祉協議会への委託により、地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援、市民後見人養成及びその支援、後見人等の受任者調整等に関する支援等を行うほか、法人後見の受任や後見監督人の受任も行う。	定期的に担当部署間で業務調整を行い、成年後見制度推進の「中核機関」業務と、法人後見受任業務とを整理しながら事業を実施した。
99	303	桜老人福祉センター管理運営事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場所を提供し、福祉の向上を図る。	入浴設備の適正な施設管理及び整備 各種サークル等の支援や高齢者の活動場所の提供 社会福祉協議会主催事業への施設貸出	屋根・外壁の改修工事を実施し、雨漏り等への対策を行い、施設の安全性を確保した。 受変電設備及び防災盤の改修工事に関する設計業務を完了した。 不具合箇所を把握し、施設内の各所について計画的に修繕を実施した。
100	304	谷田部老人福祉センター管理運営事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場所を提供し、福祉の向上を図る。	施設及び浴場設備の維持管理を行い、利用者に安心・安全で快適な環境を提供する。また、利用者の交流を促進するために、カラオケ機器や各種サークル活動のための部屋の貸出を行う。加えて、教養講座としてヨガ講座を実施し健康維持を図る。	施設の適正管理に努め、快適な利用環境を提供することができた。
101	306	葦崎老人福祉センター管理運営事業及び葦崎農村高齢者交流センター管理	福祉部高齢福祉課	高齢者の健康増進、教養向上、レクリエーション活動等への場所を提供し、福祉の向上を図る。	利用者に葦崎老人福祉センター及び葦崎農村高齢者交流センターの部屋の貸出、管理運営を行う。 施設が安全で快適に利用できるよう維持管理業務を行う。 入浴設備の適正な施設管理及び整備 各種サークル等の支援や高齢者の活動場所の提供 社会福祉協議会主催事業への施設貸出	施設の適正管理に努め、会議室及び教養娯楽施設を安定して提供し、利用者の健康増進、福祉の向上を図ることができた。
102	308	障害者の生活基盤確保と就労支援	福祉部障害者地域支援室	障害者雇用率の増加を図る。	つくば市障害者雇用促進協議会を開催し、ハローワークと連携した事業を行うことで、就労する意欲のある障害者に対して必要な情報を提供する。	障害者雇用義務のある市内事業所と障害者就労支援施設等との情報交換や雇用のマッチングなどを行う交流会を実施できた。
103	356	こころとからだの健康教室	福祉部地域包括支援課	要支援認定者のフレイル予防を目的とした教室を開催し、市民の健康の維持・増進を図る。	一般介護予防事業として、要支援1・2の認定があり、かつサービス未利用者とその家族を対象とし、要介護になることを遅らせる「フレイルサポート教室」を開催する。委託地域包括支援センターの職員と協働し、より地域に根差した教室を年間4クール（1クール3回）開催する。	教室参加者の満足度が高く、介護予防に関する知識の普及啓発を効率的に行うことができた。 また、委託地域包括支援センター職員が運営することで、高齢者の相談窓口の啓発にもつながった。
104	357	介護支援ボランティア事業	福祉部地域包括支援課	高齢者の介護支援ボランティア活動を通じた地域貢献や社会参加を奨励・支援し、介護予防を推進する。	市内に住所を有する65歳以上（つくば市第一号被保険者）が、介護支援ボランティア登録を行い、市が指定した介護支援ボランティア受入機関等でボランティア活動を行った場合、活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該登録者からの申出によりポイントに応じた交付金を交付する。	施設説明会を開催したことにより、新規で受入施設の登録があった。 感染症の影響で年度途中で受入を中断する施設もあったが、ボランティア活動数は増加した。 交流会を開催し、活動を継続するための情報共有や自身の健康増進や介護予防を考え、情報共有と交流の場を設けることが出来た。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
105	358	地域包括支援センターの運営指導	福祉部地域包括支援課	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援の体制整備を行う。	地域包括支援センターを各圏域に設置し、適切に運営できるよう指導する。具体的には、地域包括支援センター定例会を実施し、活動状況や困難事例の共有・検討を行うことで、各地域包括支援センター間の連絡調整やネットワーク強化を行う。各地域包括支援センターの事業計画・実績報告を作成の際に内容を確認し、助言を行う。毎月提出される相談票や実績報告を把握し、適切な相談支援に向けた指導を行う。その他必要に応じた指導を行う。	定例会でセンターの対応力を向上すると共に、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、センターの設置体制を継続するため、センターから見える運営上の課題を把握し、対応策案を作成することができた。
106	359	総合相談・支援事業	福祉部地域包括支援課	地域の高齢者に必要な相談・支援を行う。	相談を受け、対象者のニーズに応じた地域における適切なサービス、関係機関および制度等の利用につなげる等の支援を行う。直営の地域包括支援センターと市内6ヶ所に委託設置している地域包括支援センターにおいて総合相談業務を実施する。	職種別ミーティングや関係機関との意見交換会をとおして、相談対応実践力の向上を図ることができた。 また、顔の見える関係性を構築したことで関係機関と連携して対応する事例が増加した。
107	360	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	福祉部地域包括支援課	地域の様々な社会資源を活用し、高齢者の在宅での生活継続ができるよう支援する。	介護支援専門員へ相談支援、サービス担当者会議支援 保健福祉関係者への市内の保健福祉サービスや民間関連サービス情報提供 ケアマネジャー連絡会や研修会開催支援 圏域別ケア会議や在宅医療介護連携事業への出席	市内介護支援専門員、主任介護支援専門員の情報交換、ネットワーク作り、研修の場であるケアマネジャー連絡会の開催を事務局として支援し、介護支援専門員、主任介護支援専門員の自律的な研鑽に向けての活動を推進した。また、「適切なケアマネジメント手法」についての法定外研修を行い、安定的なケアマネジメントが行えるよう能力の向上につながった。
108	361	権利擁護事業	福祉部地域包括支援課	権利侵害を受けている高齢者や、自ら権利を主張することや行使することが難しい高齢者の生活を支援する。	成年後見制度等の活用促進を図る。 老人福祉施設等への権利擁護に関する研修の実施 高齢者虐待対応と養護者支援	・つくば市高齢者虐待マニュアルに基づき高齢者虐待の対応を行った。また、実際に対応した事例について虐待防止ネットワーク実務者会議にて評価検討を行ったことで対応能力の向上を図ることができた。
109	362	実態把握訪問	福祉部地域包括支援課	要介護状態になるおそれのある市民の健康の維持・増進を図る。	KDBシステムから対象者を抽出し、閉じこもりや生活能力低下、認知機能低下、社会性の低下、医療等で関わり支援が必要な対象者へ訪問等を実施し介護予防につなげる。	健診未受診者、低栄養・オーラルフレイルハイリスク者、介護サービス未利用者等に家庭訪問を実施し、関係機関と連携することで、必要なサービス支援につなげることができた。
110	363	認知症サポーター養成事業	福祉部地域包括支援課	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を目的とする。	認知症サポーター養成講座を開催することにより、同サポーターを養成するとともに、認知症相談窓口（各地域包括支援センター）を市民へ周知する。	認知症サポーター養成講座は、27回実施し912名のサポーターを養成した。（小学生、企業向けなど若い世代を中心に実施。）認知症サポーターステップアップ講座は4回実施し（受講者81名）、内2回は、認知症当事者の方に講師を担ってもらい、受講者が認知症の方に寄り添う支援について考えることができた。 また、新たなチームオレンジ3チームの立ち上げに繋げることができた。
111	364	成年後見制度利用支援	福祉部地域包括支援課	判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、成年後見制度を利用するための支援を行うことにより、権利擁護を推進し、自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資すること。	親族がいる場合は、親族による成年後見開始等審判の申立てを支援する。成年後見制度の利用が必要だが、親族がいない場合や親族による申立てが見込まれない場合は、市長申立ての手続きを行う。 また、成年後見制度を利用する被後見人等で、資力が少ない者等に対して報酬等を助成する。	親族による申立てが見込めない方に対して、市長申立てを行うとともに成年後見制度を利用する被後見人等で、資力が少ない者等に対して報酬等を助成することで適切に成年後見制度を利用できるよう支援することができた。 ・成年後見制度市長申立て件数：4件・成年後見制度報酬助成金支給件数：1件

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
112	365	介護予防支援事業	福祉部地域包括支援課	介護サービスを利用することで、できる限り居宅で自立した生活を継続できるようにする。	介護サービス利用のための介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント支援を指定居宅支援事業所に委託する。 適切なケアプラン作成、サービス提供に向け介護支援専門員からの相談等に対する支援を行う。 国民健康保険団体連合会への請求業務、居宅介護支援事業所への委託料支払業務を行う。	手順書の見直しを実施し、各指定居宅介護支援事業所に周知、共有した。 また、令和6年度の介護保険法改正及び介護報酬改定をもとに、利用者との契約方法を変更し、委託地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所へ説明を実施することができた。
113	366	在宅医療・介護連携推進事業	福祉部地域包括支援課	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護の専門職や関係機関の連携強化を図り、連携を推進する体制を整備する。	つくば市の在宅医療・介護連携に関する課題に対して、推進協議会で解決に向けた検討を行う。 医療介護の関係機関を対象とした意見交換会や研修会の開催、在宅医療市民啓発講座を行い、つくば市の医療と介護の連携が推進される仕組みづくりを推進する。	・ケアマネジャーに、医療との連携に関する調査を実施し、次年度の活動目標に繋げることができた。 ・近隣市町村に対し、ICTツールを活用した連携ツールについて活用状況や市町村の役割、今後の方向性等について調査を実施し、現状把握を行うことができた。 ・多職種連携研修会を開催し、医療・介護の専門職の顔の見える関係づくりにつなげることができた。
114	367	地域ケア会議推進事業	福祉部地域包括支援課	介護支援専門員等ケアチームの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、地域ネットワーク構築及びケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげる	つくば市地域ケア会議・圏域別ケア会議・自立支援型個別ケア会議、ビックアップケア会議の4種のケア会議を開催する。つくば市地域ケア会議では、生活支援体制整備推進会議と同時開催し、抽出された地域課題について協議し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげる。 圏域別会議では個別事例の解決に向けた検討、自立支援型個別ケア会議では、自立支援・重度化予防の視点に基づいた検討、困難事例の解決に向けた検討を中心に開催する。ビックアップケア会議では、各地包括支援センターで行った事例検討会（クイックケア会議）で検討しても解決しなかった困難事例の解決に向けて、専門職を交えた協議を行う。	・つくば市地域ケア会議について、生活支援体制整備事業と同時開催で会議を実施し、移動支援、ごみ出し支援等の地域課題について協議を行い、それぞれセミナー開催、政策提言等の成果につながった。 ・個別ケア会議について各委託地域包括支援センターと連携して会議を実施し、市内事業者の個別課題解決力の向上に寄与するとともに、個別事例に通底する、地域課題の分析、発見につながった。
115	368	認知症総合支援事業	福祉部地域包括支援課	認知症の早期診断・早期対応のため相談支援を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進する。	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者により、認知症の早期における症状悪化防止のための支援の他、認知症の方、その疑いのある方に対する総合的な支援を行う。	認知症カフェの参加人数は増加しており、地域の集いの場や認知症の正しい理解を発信する場としての役割を担うことができた。市民主催のカフェの立ち上げ支援も行い、市民に身近な通いの場を作ることができた。
116	369	生活支援体制整備事業	福祉部地域包括支援課	高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する多様な主体によるサービスの提供体制を構築すること、そして互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。	地域の多様な主体を中心に支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を各圏域ごとに設置する。協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、「生活支援コーディネーター」の配置を行う。その上で、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。	・第1層協議体は市地域ケア会議と合同で年4回開催し、市へごみ出し支援の提言書を提出し、高齢者等の移動支援セミナーを開催するなど、地域課題に対する具体的な施策につなげることができた。また、事業主旨である住民主体推進のため、令和6年度は地域ケア会議とは別個に会議を実施を決定した。 ・第2層協議体では、各圏域に合わせ、地域での集いの場や生活支援活動についての情報共有を行った。
117	370	短期集中予防サービス「訪問型サービスC」	福祉部地域包括支援課	生活機能の低下や低栄養・口腔機能の低下が認められる要支援1、2または事業対象者に対して、短期集中での支援を行う。	介護保険法の「介護予防・日常生活支援総合事業」により、市町村が中心となり地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を目指す。 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」は、①運動機能向上プログラム、②低栄養改善・口腔機能向上プログラムの2つからなり、専門職が短期集中での訪問指導を行うことで、高齢者が心身機能を改善するとともに、活動や参加を促進し、自立した生活を送ることができるよう、個々の状態に応じた適切な支援を行うサービスである。	事業の周知を継続的に取り組んできたことや、他事業との連動性を生かすことで実績を維持することができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
118	371	認知症高齢者等保護支援事業 ※名称変更	福祉部地域包括支援課	介護を行う家族の負担の軽減を図る。	認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者に位置情報端末機を貸し出し、万が一、行方がわからなくなった場合に、位置情報等を特定し知らせることで、家族が保護できるように支援する。 家族等から申請を受け、市で対象条件を確認して決定後、機器を貸与する。	介護支援専門員に周知を行ったことで契約に繋がった。事業の利用により、認知症高齢者等を介護する家族の負担を軽減することができた。
119	378	障害者就労施設等の活動P R	福祉部障害者地域支援室	雇用されることが困難な障害者の自立を促進する。	障害者の当事者団体と就労施設等による協議会を設立して障害者の活動をP Rし、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することで、優先調達の推進を図る。	障害者就労施設等からの提供可能物品一覧をまとめて庁内に共有し、発注予定以外の依頼を聞き取るなど、掘り起こしを進めた。新たな役務の依頼などが増え、一定の調達結果を得た。
120	963	要介護度改善ケア給付金交付事業	福祉部高齢福祉課	職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供	市内の特別養護老人ホーム（地域密着型含む）において、入所者の要介護度が改善された場合、要介護度の軽減に資するサービスの提供及び介護度改善に向けた取組を評価し、施設に給付金を交付する。	申請者数が、昨年度は5施設（要介護度改善者数6名）であったが、今年度は10施設（要介護度改善者数15名）となった。
121	964	看取り介護推進給付金交付事業	福祉部高齢福祉課	市内施設の看取り体制の整備を促進する。	人生の最終段階において、住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、高齢者の看取り体制の推進、充実を図るため看取りを行った特別養護老人ホーム（地域密着型含む）に給付金を交付する。	申請者数が、昨年度14施設（看取り数91名）であったが、今年度は11施設（看取り数92名）となり、看取り数は僅かに増加した。
122	974	介護台帳システムに関する事業	福祉部高齢福祉課	事業所情報の適正かつ迅速な審査・登録事務を行う。	介護サービス事業者の新規指定や変更届出などの基本情報や、介護報酬体制などの情報を、茨城県及び県内市町村共通の電子データとして連携、共有し使用している。 情報管理を安定して行うためにシステムの5年間の保守付きリースを行い、また、介護報酬改定等の制度変更に対応するため、システム改修を行う。	介護サービス事業者の情報管理を安定して行うことができた。
123	989	おひさまサンサン生き生きまつり事業	福祉部高齢福祉課	社会参加への意欲や生きがいの高揚に寄与し、高齢者福祉や障害者福祉に関する市民の意識啓発及び福祉のまちづくりの推進を図る。	障害者地域支援室と合同で実施 障害者や高齢者が協力してスポーツやレクリエーション活動を行うとともに、手作り品の展示、販売等を行う。	4年ぶりの開催となったが、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、競技内容を工夫して実施することができた。 障害者と高齢者が同じプログラムに参加し交流することで、お互いに理解を深め福祉への理解を図ることができた。
124	1000	地域リハビリテーション活動支援事業	福祉部地域包括支援課	個人宅やサービス提供事業所、住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援する。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士などのリハビリテーション専門職を、個人宅やサービス提供事業所、住民主体の通いの場等へ派遣し、介護予防に関する技術的助言を行う。	ケアマネジャー及び高齢者本人からの申し込みが多く、利用者が増加した。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
125	1017	生活保護事業	福祉部社会福祉課	健康で文化的な生活を保障するとともに、生活困窮者の自立を助長する。	国からの法定受託事務として、要保護者の困窮の程度に応じ、生活扶助、医療扶助、介護扶助等必要な費用を給付して自立を助長する。	複数の職員での訪問体制を構築することで対応方法の統一化と対応する能力の向上を図ることができた。 また、会計年度任用職員を増員し生活保護業務に係る事務補助を担うことにより職員の負担を軽減しケースワーク業務に専念する体制を構築することができた。
126	1059	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	福祉部障害福祉課	利用者の経済的負担を軽減し、より快適かつ自立した生活への手助けとする。	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活に必要な用具を給付する。給付条件については、給付品目ごとに定められており、品目ごとの基準額から徴収負担額（所得により23段階）を差し引いた額を市が業者に支払う。	・決定件数：2件（パルスオキシメーター、電気式痰吸引器） ・その他にも、給付に関する相談はあったが、給付要件となる小児慢性特定疾病医療受給者証を未取得の方や障害者総合支援法に属する事業が優先となる方であった。都度、供給調整を図り、適切な事業の運用ができた。
127	1076	避難行動要支援者事務	福祉部社会福祉課	災害時に自力での避難が難しい者の名簿を作成し、避難支援に活用する。	避難行動要支援者名簿の掲載要件（要介護認定や障害者手帳等の所持）に該当する者の名簿を作成する。 また、掲載者に対して関係機関への情報提供の同意を確認し、同意した者については、平常時から避難支援者に提供する。さらに個別避難計画の作成を促すことで、災害時の迅速な対応に活用していく。	避難行動要支援者に対し、個別避難計画作成の推進に努めた。
128	1087	保育所等訪問支援事業（福祉支援センターとよさと）	福祉部障害者地域支援室	発達に配慮が必要な児童に対し、保育所や幼稚園等において、集団参加や社会性等に関する支援を行うことにより集団生活の適応を図り社会参加を促進する。	保育士・作業療法士・心理士などの訪問支援員が、子どもの通っている保育所や幼稚園等に訪問し、様子観察、訪問先との情報共有、子どもへの支援などを実施しながら、集団生活への適応を図る。	・事業所連絡会の実施により、事業や支援の実施・改善に向けて、市内事業所と情報共有ができた。 ・公立保育所長会や公立幼稚園長会での事業説明の実施により、各訪問先での本事業の受け入れが、よりスムーズになった。
129	1108	高齢者等買物支援事業	福祉部地域包括支援課	身近な商店の減少や高齢化、移動の制約等により、日常生活に必要な食料品及び日用品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等に対し、移動販売事業者への補助を行う。	条件を満たした移動販売事業者に対し補助を行い、市内の移動販売需要に対応することで、買物が困難な高齢者等を支援する。	移動販売事業者を公募し、（株）カスミを選定した。市内3ルート（大穂店、万博記念公園駅前店、学園の森店）で移動販売を行った。 周知を行った箇所では利用者が増加した。 住民からの要望に対し、販売場所の調整を行った。
130	1110	重度障害者等就労支援特別事業	福祉部障害福祉課	重度障害者等に対して、通勤における支援及び職場等における支援を行うことにより、就労機会の拡大・就労継続をサポートする。	企業等に就労する重度障害者が、雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や、重度障害者が自営業者等として働く場合に必要となる通勤や職場等における支援について、既存の障害福祉サービス事業者等を通じて提供する。 該当となるサービスとして、重度訪問介護・行動援護・同行援護のいずれかが提供される。	利用者 1名 年間を通して、利用者の就労を支援することができた。
131	1115	重度障害者ICカード乗車券運賃助成事業	福祉部障害者地域支援室	重度障害者の外出を支援し、重度障害者の社会参加の促進を図る。	重度障害者が外出する際にICカード乗車券を用いて、年間18,000円の運賃を助成する。	鉄道やバスの利用運賃を助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加に寄与することができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
132	1122	傾聴ボランティア事業	福祉部地域包括支援課	高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりが継続できる取組を推進する。	ひとり暮らし高齢者又は日中独居高齢者の自宅にボランティアが訪問し、高齢者の話を傾聴する。 ・傾聴ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を行う。 ・利用者及びボランティアの登録をし、マッチングを行い、ボランティアを利用者宅へ派遣する。 ・利用者宅へ訪問した結果によりフォローアップを行い、必要時には専門機関へつなげる。	事業について、広報や民生委員協議会、ケアマネジャー連絡会等機会をとらえて周知を行った。 利用者は増加傾向にあり、ボランティア養成は2回実施することで対応した。
133	1128	敬老祝写真贈呈事業	福祉部高齢福祉課	多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者に対し、長寿を祝し敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与する。	70歳、80歳、90歳、100歳の方を対象に記念写真を撮影し贈呈する。	対象者の方に、記念写真を撮影し贈呈することで長寿を祝し敬老の意を表することができた。 利用者数：70歳 417名、80歳 359名、90歳 85名、100歳 11名（合計 872名） 利用率：18.17%
134	1129	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の自動車に代わる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進	電動アシスト自転車および自転車用ヘルメットの購入費の補助を行う。	電動アシスト自転車を購入する際の費用の一部を補助することにより、高齢者の自動車に代わる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防を推進することができた。 交通安全講習会申込者数411人、参加者数364人 補助金申請数317件、実績報告数310件
135	1131	高齢者文化芸術鑑賞助成事業	福祉部高齢福祉課	高齢者の健康の保持増進、社会参加の促進及び生きがいづくりの推進を図る。	公益財団法人つくば文化振興財団と協働し、市内に在住する70歳以上の高齢者に対し、つくば市文化芸術振興事業のチケット料金の一部（1公演につき1人1000円）を助成する。	文化芸術公演のチケット購入費の一部を助成することで、高齢者の健康保持・増進、社会参加の促進及び生きがいづくりを推進した。 事業利用者総数：931人
136	1132	重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業	福祉部障害福祉課	重度訪問介護利用者の通学及び学内での身体介助等を支援し、障害者の社会参加を促進する。	大学生の通学中及び大学の敷地内での身体介助については、一般的な障害福祉サービスは対象外となるため、各大学が独自に介助を行うこととなっているが、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、本制度を活用して、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。	利用者数 2名 年間を通して、利用者の就学を支援することが出来た。
137	1147	障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金交付事業	福祉部障害福祉課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス等事業所に給付金を交付することで、事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、エネルギー価格、物価高騰等の影響を受けている障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、予算の範囲内において「つくば市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金」を給付する。	入所系施設（36か所）：16,600千円 通所系施設（47か所）：14,000千円 児童通所系施設（68か所）：13,600千円 訪問系施設等（46か所）：2,300千円
138	1149	介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付事業	福祉部高齢福祉課	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受けている介護保険サービス事業所に対し、支援金を交付することで経済的な支援をする。	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受けている介護保険サービス事業所に対し、支援金を交付することで経済的な支援をするため、予算の範囲内において当該事業所を運営する事業者に対し、つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金を交付する。	入所系 53件 34,700,000円 通所系 65件 18,000,000円 訪問系 139件 6,950,000円